平成５年仙審第３１号
漁船盛運丸乗揚事件

言渡年月日　平成５年１０月１４日
審　判　庁　仙台地方海難審判庁（葉山忠雄、小田雄一、岸良彬）
理　事　官　宮田義憲

損　　　害
球状船首にき裂を伴う損傷、左舷船尾船底外板に損傷、プロペラに曲損

原　　　因
船位確認不十分

主　　　文
　本件乗揚は、船位の確認が不十分であったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船盛運丸
総 ト ン 数　１２トン
機 関 の 種 類　ディーゼル機関
漁船法馬力数　９５

受　審　人　Ａ
職　　　名　船長
海 技 免 状　二級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成４年６月２９日午後１０時２０分
青森県三厩湾

　盛運丸は、一本つり（いか）漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、受審人Ａほか甲板員１人が乗り組み、秋田県秋田船川港を経て同港沖合の日本海で操業する目的で、船首０．８０メートル船尾１．５０メートルの喫水をもって、平成４年６月２９日午後２時２０分青森県白糠漁港泊を発し、秋田船川港秋田区に向かった。
　発航して間もなくＡ受審人は、船橋当直を甲板員に行わせて下北半島東岸沿いに北上し、同６時４９分ころ大間埼に近づいたので昇橋して運航の指揮につき、同埼と弁天島の間を通過したのち、同７時１

０分ころ甲板員を休息させ、自ら単独で同当直にあたって同半島西岸沿いに南下し、同８時２１分ころ大魚島灯台から南６０度西（磁針方位、以下同じ。）２海里ばかりの地点に達して針路を南６０度西に定め、機関を約１０．２ノットの全速力前進にかけ、レーダーをスタンバイ状態とし自動操舵により進行した。

同９時４０分ころA受審人は、高野埼灯台から北１海里ばかりの地点にきたとき針路を北８５度西に転じて続航し、青森県三厩湾西岸近くにあるミサゴ島の手前２海里ばかりの地点に達した際竜飛埼沖合に向く針路に転ずる予定で、同島に向かって進行中、操舵室後部の１段高くなった台上に上がり、同台上方の書類棚の書類整理作業及び新たに設備されたいか釣り機の取扱説明書を読むなどしていた。

同１０時８分ころA受審人は、ミサゴ島の手前２海里ばかりの転針予定地点に達し、このまま右転せずに原針路のまま直進すると同島に乗り揚げる状況となったが、まだ転針地点には達していないものと思い、レーダーを使用するなどして船位を確認することなく、体を後方に向けて書類整理作業などに没頭していたので、同地点に達したことに気付かず、原針路のまま同島に向首して続航中、同時２０分少し前同作業が長くなっていることに気付き、前方を確かめるため前示台上から下りようとしたとき、船底に衝撃を感じ、同１０時２０分竜飛埼灯台から南５３度東４，８５０メートルばかりのミサゴ島南側近くの岩礁に、原針路、原速力のまま乗り揚げた。

当時、天候は晴で風力１の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期で、海上は穏やかであった。

乗揚の結果、球状船首にき裂を伴う損傷、左舷船尾船底外板に損傷及びプロペラに曲損を生じたが、救助船により離礁し、青森県小泊港に引き付けられ、のち修理された。

（原因）

本件乗揚は、夜間、青森県三厩湾において、竜飛埼沖合へ向かう転針地点に向け航行中、船位の確認が不十分で、同地点を通過してミサゴ島に向首する針路のまま進行したことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、夜間、青森県三厩湾において、竜飛埼沖合へ向かう転針地点に向け航行する場合、転針地点で右転せずに直進するとミサゴ島に乗り揚げるおそれがあったから、同地点に達したかどうか判断できるよう、レーダーを使用するなどして、船位を確認すべき注意義務があったのに、これを怠り、まだ転針地点に達していないものと思い、船位を確認しなかったことは職務上の過失である。A受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。